



Contents

- 令和4年10月1日から短時間勤務の非常勤職員等の方が共済組合の組合員となりました 2
- 組合員の種別により適用される事業が異なりますのでご注意ください 2
- 組合会議員選挙 3
- 本年10月に年金払い退職給付に係る基準利率及び終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります 4
- 記事訂正のお知らせ 4
- 年金に関する心配事について 5
- 育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限相当額の変更について 8
- 遺族附加年金事業のお知らせ 8
- 専門業者（くまもと健康支援研究所）による特定保健指導を行います 9
- インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します 10
- 定期的な歯科健診を受けましょう 11
- 貯金事業のお知らせ 12
- 積立貯金加入申込書 13
- 長崎駅に初めて入線した西九州新幹線「かもめ」 14
- 長崎駅東口駅前広場（交通広場、多目的広場）完成イメージ 14



令和4年10月1日から短時間勤務の非常勤職員等の方が共済組合の組合員となりました

令和2年6月公布の年金制度改革法により、これまで協会けんぽの健康保険に加入していた非常勤職員等の方は、令和4年10月1日から「長崎県市町村職員共済組合」の**短期組合員として、短期給付（医療給付、高額療養費等）・福祉事業が適用されます。**

市町、一部事務組合等に勤務する方の社会保険のイメージ

変更前（R4.9.30まで）

共済組合員

常勤職員

常勤的非常勤職員

- ① 任用が事実上継続
- ② フルタイムで月18日以上勤務で1年超勤務
- ③ 1年後も引き続きフルタイム勤務

共済組合員でない方

厚生年金・健康保険の適用対象者

- ① 週20時間以上勤務
- ② 賃金月額8.8万円以上
- ③ 勤務期間1年を超える見込み
- ④ 学生ではない

国民年金・国民健康保険の適用対象者

新

変更後（R4.10.1から）

共済組合員

常勤職員

常勤的非常勤職員

- ① 任用が事実上継続
- ② フルタイムで月18日以上勤務で1年超勤務
- ③ 1年後も引き続きフルタイム勤務

共済組合員として、短期・福祉事業のみ適用
※厚生年金はこれまで同様に日本年金機構の適用

厚生年金・健康保険の適用対象者

- ① 週20時間以上勤務
- ② 賃金月額8.8万円以上
- ③ 勤務期間2か月を超える見込み
- ④ 学生ではない

共済組合員でない方

国民年金・国民健康保険の適用対象者

組合員の種別により適用される事業が異なりますのでご注意ください

共済組合の事業は、組合員の種別によって次のとおり適用される事業が異なります。**ご自身がどの事業の適用を受けるかをご確認のうえ、本誌紙面の内容をご覧ください。**

事業の適用が不明な場合は、当組合又は所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせください。

組合員の種別	どのような方が該当するか	適用される事業
一般組合員 (短期組合員・長期組合員以外の方)	<ul style="list-style-type: none"> • 正規職員の方 • フルタイム勤務の会計年度任用職員の方で、月18日以上勤務で1年経過した場合 • フルタイム再任用職員の方 	全ての共済事業 • 短期給付（医療）事業 • 長期給付（年金）事業 • 福祉（保健、貯金、貸付）事業
短期組合員 (R4.10以降)	<ul style="list-style-type: none"> • 短時間勤務の非常勤職員の方 • 短時間勤務の再任用職員の方 • フルタイム勤務で一般組合員の要件を満たさない方 	• 短期給付事業 • 福祉事業
長期組合員	• 一般組合員（市町長、特別職を含む）に該当する75歳以上の方	• 短期給付事業は、育児介護休業給付のみ対象 • 長期給付事業は、退職等年金給付のみ対象 • 福祉事業は、貯金・貸付事業のみ対象

組合会議員選挙

令和4年11月中旬執行予定

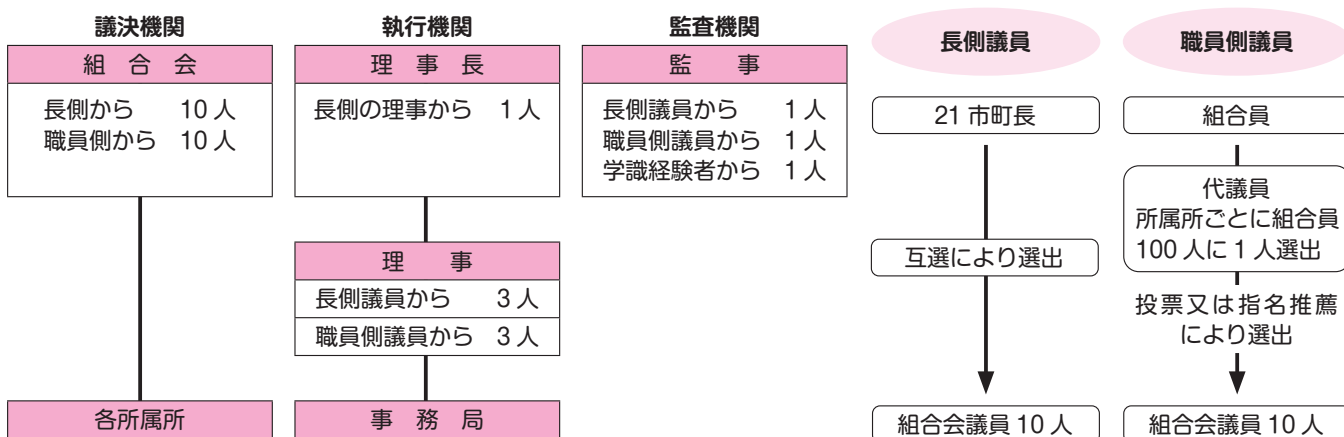
○共済組合の組織

私たち共済組合には、その業務を運営するために、議決機関として「組合会」、執行機関として「理事長・理事」、監査機関として「監事」が設けられ、共済組合の事業が円滑かつ適正に行われるようになっていきます。

組合会は、共済組合の民主的な運営に資するため設置され、事業計画、予算及び決算等の重要事項の審議、議決を行います。

○議員の任期

議員の任期は2年で、現在の議員は、令和4年11月30日をもって任期満了となります。



【表1】市町長が選挙する議員の選挙区

選挙区		議員の数
第1区	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市	6
第2区	長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	4

【表2】市町長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区		議員の数
第1区	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡の区域内の町、東彼地区保健福祉組合、島原地域広域市町村圏組合、県央地域広域市町村圏組合、雲仙・南島原保健組合、県央県南広域環境組合	3
第2区	長崎市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、西彼杵郡の区域内の町、新上五島町、長崎県市町村総合事務組合、地方独立行政法人長崎市立病院機構、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合、長崎県市町村職員共済組合	4
第3区	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡の区域内の町、北松北部環境組合、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター	3

本年10月に年金払い退職給付に係る基準利率及び 終身年金現価率並びに有期年金現価率の値が変わります

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載しています。今後、これらの率についての関連情報等を掲載していきますので、是非、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの「年金関連情報 → 年金財政関係 → 年金払い退職給付（退職等年金給付）
→ 地共連の定款で定める事項（基準利率等）」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

記事訂正のお知らせ

次のとおり前号（令和4年7月発行 No.194）の記載内容に誤りがありましたのでお知らせいたします。

該当箇所：9ページ「育児休業中の掛金（保険料）の免除要件の一部が見直されます
（令和4年10月1日から）」の2

誤

現在

6月	7月
30日：育児休業取得	2日：育児休業終了
標準報酬月額掛金（保険料）：免除される	標準報酬月額掛金（保険料）：免除されない
標準報酬月額掛金（保険料）：免除される	

育児休業3日間



令和4年10月1日から

標準報酬月額掛金（保険料）：免除される	標準報酬月額掛金（保険料）：免除されない
標準報酬月額掛金（保険料）：免除されない	

正

現在

6月	7月
30日：育児休業取得	2日：育児休業終了
標準報酬月額掛金（保険料）：免除される	標準報酬月額掛金（保険料）：免除されない
標準期末手当等掛金（保険料）：免除される	

育児休業3日間



令和4年10月1日から

標準報酬月額掛金（保険料）：免除される	標準報酬月額掛金（保険料）：免除されない
標準期末手当等掛金（保険料）：免除されない	

網掛け部分が正しくは「標準期末手当等掛金（保険料）」です。

お問い合わせ先

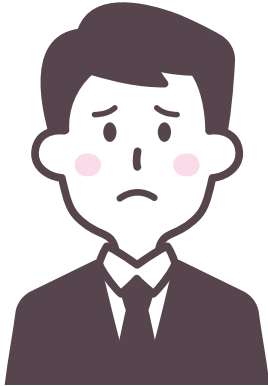
総務課

TEL 095-827-3137

年金に関する心配事について

今年度の「共済ながさき」では、組合員の皆様から共済組合へよくご質問いただく年金に対する心配事や疑問点について年間を通してお伝えしています。

今回のテーマは、「組合員が在職中に死亡した場合の遺族年金について」です。



- 年金制度がよく分からないけど、遺族年金はどのような場合に発生するのだろうか？
- 自分自身が在職中に死亡した場合、妻や子どもにどれくらいの遺族年金が支給されるのだろうか？

◆◆◆◆◆ 遺族年金とは ◆◆◆◆◆

遺族厚生年金及び遺族基礎年金（以下、「遺族年金」という。）を受給するための大前提は以下のとおりです。

→組合員または組合員であった方の死亡当時、その方によって生計を維持していたこと。

生計維持者であった方の死亡後において、残された遺族の生活を補填していくために遺族年金制度が存在します。

それでは制度の概要について見ていきましょう。

1 支給要件

遺族厚生年金（以下①～④のいずれかに該当する必要がある）	遺族基礎年金（以下①～③のいずれかに該当する必要がある）
<ul style="list-style-type: none">① 組合員（被保険者）が在職中に死亡したとき② 組合員（被保険者）であった方が退職後に、組合員（被保険者）であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき③ 障害等級が1級または2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき④ 老齢厚生年金等の受給権者または組合員（被保険者）期間等が25年以上ある方が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none">① 老齢基礎年金の受給権者またはその受給資格を満たしている方② 国民年金の被保険者③ 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方 <p>※②、③に該当する場合は一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。</p>

2 遺族の範囲、年金支給の順位、年金の種類

遺族は以下の条件を満たす方が遺族年金の受給者となります。

なお、遺族が2人以上いる場合には、①～④の順序で遺族年金を支給することとされており、先順位者の次順位に該当する方は受給権を得られません。

順位	①	①	①	②	③	④
遺族の範囲	子のいる配偶者	子※1	子のいない配偶者	父母	孫	祖父母
年金の種類	遺族厚生年金		遺族厚生年金 中高齢寡婦加算※2	遺族厚生年金		
	遺族基礎年金					

【条件】

• 子、孫

→18歳到達年度の末日（3月31日）までの未婚の方、または20歳未満で障害等級が1級もしくは2級の状態にある未婚の方。

孫については、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。

• 夫、父母、祖父母

→死亡当時、55歳以上の方。

• 組合員または組合員であった方の死亡当時、その方と生計を共に（原則として同居）し、かつ恒常的な収入が近い将来にわたって年額850万円（所得で655万5千円）未満であること。

※1 子のいる配偶者が遺族年金を受給している間は、子の遺族年金は支給停止となります。

※2 中高齢寡婦加算とは、子のいない中高齢の妻に対する加算をいいます。

①中高齢寡婦加算

…遺族厚生年金の受給者である妻が40歳以上65歳未満であり、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害状態にある子は20歳までの間にある子）がいないことにより遺族基礎年金が支給されない（子の年齢到達などにより遺族基礎年金が支給されなくなった場合を含む。）ときは、遺族厚生年金に一定額の加算があります。

②経過的寡婦加算

…中高齢寡婦加算を受けている妻が65歳に達すると、老齢基礎年金が支給されるため、中高齢寡婦加算はなくなります。

しかし、昭和31年4月1日以前に生まれた妻の場合には、国民年金の加入期間が短いため、老齢基礎年金の額が中高齢寡婦加算の額より低額となる場合があります。そこで、65歳到達後も、その方の受ける年金額が低下しないよう、生年月日に応じて遺族厚生年金に一定額の加算があります。

3 事例

組合員 昭和50年11月2日生(46歳)
 加入期間 国民年金：平成9年4月1日～平成13年3月31日(4年)
 共済組合：平成13年4月1日～令和4年8月3日(21年4月)
 死亡日 令和4年8月3日
 家族 妻 昭和53年2月10日生(44歳)無職
 長男 平成15年7月20日生(19歳)未婚、障害状態にない
 長女 平成18年9月30日生(15歳)

Q 遺族に該当する方は？

A 妻、長女

※長男は18歳到達年度の末日(令和4年3月31日)を経過していること、
 障害状態にないことにより非該当

Q 妻と長女が受給する年金は？

A 遺族厚生年金及び遺族共済年金(経過的職域加算)※(以下、「遺族厚生年金等」という。)

は、死亡者の平均標準報酬額等や共済組合加入期間によって算出します。

今回は遺族厚生年金等を600,000円と仮定します。

なお、中高齢寡婦加算、遺族基礎年金は年度によって金額が異なります。

(今回は令和4年度の金額です。)

※平成27年9月以前に組合員期間がある方に限ります。

妻が65歳(令和25年2月)に到達するまで、
 中高齢寡婦加算が遺族厚生年金に加算。

〈妻が受給する年金〉

	令和4年9月 ～令和7年3月	令和7年4月 ～令和25年2月	令和25年3月～
遺族厚生年金等	600,000円	600,000円	600,000円
中高齢寡婦加算	支給停止	583,400円	—
遺族基礎年金	777,800円 + 子の加算額 223,800円	—	—
合計	1,601,600円	1,183,400円	600,000円

長女が18歳到達後、最初の3月31日を迎える日(令和7年3月31日)
 まで、遺族基礎年金を受給。
 中高齢寡婦加算は遺族基礎年金を受給している間は支給停止。

〈長女が受給する年金〉 失権日：令和7年3月31日

	令和4年9月～令和7年3月
遺族厚生年金等	600,000円
遺族基礎年金	777,800円

妻が受給している間は支給停止。

育児休業手当金・介護休業手当金の 給付上限相当額の変更について

令和4年8月1日以後の休業に係る給付金の給付上限相当額が変更となりました。

■育児休業手当金（給付日額×日数）

組合員の3歳に満たない子を養育するために育児休業を取得するときは、その子が1歳に達する日まで（※）支給されます。

※保育所に入所できない場合等、条件を満たす場合は最長で2歳まで支給期間の延長が可能です。

【給付日額の給付上限相当額】

①給付率 67/100 の場合（育児休業開始日～180日目まで）	13,878 円
②給付率 50/100 の場合（181日目以降）	10,356 円

■介護休業手当金（給付日額×日数）

組合員が要介護状態にある家族の介護を行うため介護休業を取得するときは、介護休業の日数を通算して66日を超えない期間について支給されます。

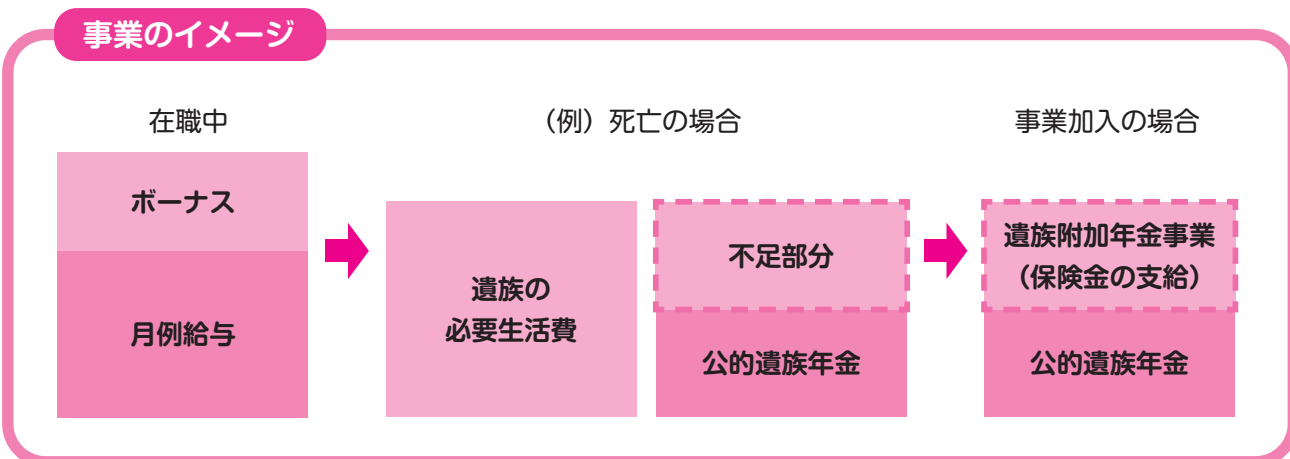
【給付日額の給付上限相当額】

給付率 67/100 の場合	15,266 円
----------------	-----------------

遺族附加年金事業のお知らせ

遺族附加年金事業とは、組合員とその配偶者の方に万一の事態（死亡・高度障害）があった場合に残されたご家族の生活の安定に寄与することを目的とした事業です。

事業のイメージ



■新年度の新規加入の募集及び更新手続き案内について

11月から12月中旬にかけて新年度の新規加入の募集及び更新手続きの案内を行います。

手続きの詳細は、共済組合事務担当課へお知らせしますので、この機会に加入又は更新をご検討ください。

40歳以上 75歳未満の皆さまへ 専門業者(くまもと健康支援研究所)による特定保健指導を行います

人間ドックや特定健康診査等の健診結果から、生活習慣病（心臓病、脳卒中、糖尿病等）の発症リスクが高い方のうち、生活習慣の改善によって生活習慣病の予防が期待できると判断された方に対して専門家による生活習慣の改善支援を行います。

特定保健指導（以下「保健指導」という）に該当した場合は、必ず受けましょう。

《保健指導実施の流れ》

※ 3か月程度
実施します。

①受診方法を選択

該当組合員の方へ受診方法の確認を行います。

	受診方法
組合員	1「所属所訪問型面談」 2「遠隔型面談」 3「集合契約機関での受診」 ※基本的に「所属所訪問型面談」での受診となります。
被扶養者	「遠隔型面談」 での受診 ※上記1及び3の受診方法をご希望の場合は、共済組合保健課までご連絡ください。

※ 1 「所属所訪問型面談」の場合は、お勤め先と専門業者にて日程調整等を行います。

※ 2 「遠隔型面談」の場合は、PC やスマートフォンなどで WEB による遠隔面談を行います。

※ 3 「集合契約機関での受診」の場合は、後日、共済組合から保健指導利用券を交付します。

②保健指導の実施案内

- 該当組合員の方へ共済組合事務担当課を通して案内文書を配付します。
- 被扶養者の方へ遠隔型面談の案内文書をご自宅へ送付します。

※期限内にご自身で遠隔システムへの登録と面談希望日を予約してください。

③保健指導の実施

1 「所属所訪問型面談」	指定された日時に会場へお越しください。
2 「遠隔型面談」	指定した日時に受診してください。
3 「集合契約機関での受診」	事前に希望する医療機関へ予約して受診してください。

《健診・保健指導についてのお願い》

- ご自身の健康チェックのため、人間ドックや特定健康診査等の健診を年に1回受けましょう。
- 人間ドックや特定健康診査は早めに受けましょう。
※年度末にかけて受診が混み合うため、年度の早期に医療機関へ予約しましょう。
- 生活習慣病の予防のために、保健指導は必ず受診しましょう。



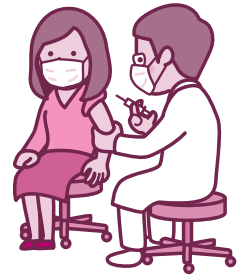
インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

インフルエンザは例年12月から3月頃に流行するため、10月から12月中旬までの接種が望ましいとされています。

共済組合では、インフルエンザ発症予防や発病時の重症化を防ぐことを目的として、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

助成を希望される場合は、以下の事項を確認のうえ請求してください。

なお、請求手続き等詳細については共済組合事務担当課へ確認願います。



1. 助成対象者

令和4年10月1日から令和5年3月31日までにインフルエンザ予防接種を受けた組合員及び被扶養者（お住いの地方公共団体等からの助成を受けることができる者を除きます。）

2. 助成額及び回数

年度内において1人1回限り1,500円を限度として助成（インフルエンザ予防接種費用が1,500円に満たない場合は当該費用を助成）

3. 助成金請求時の必要書類

- ①インフルエンザ予防接種費用助成金請求書
- ②領収書（原本）※以下の項目が明記されているもの
 - 医療機関名
 - 予防接種受診者全ての氏名
 - 予防接種名（インフルエンザ予防接種）
 - 予防接種額
 - 領収日

領収書に予防接種名がない場合は、医療機関にて追記してもらうか、支払時の明細書に予防接種名が掲載している場合がありますので、明細書を添付してください。

原本

領収書

令和4年〇月×日

共済 太朗 様

金額 3,000 円

但し インフルエンザ予防接種 代として上記のとおり領収しました

〇〇病院

給付金等受取口座の確認をお願いします！

共済組合へ届出を行っている給付金受取口座を変更する場合は、共済組合事務担当課を通して、給付金受取口座の変更届を共済組合へ提出してください。

また、婚姻等により氏名が変更となった場合は、共済組合の手続きとあわせて金融機関においても預金口座の氏名変更手続きを忘れずに行ってください。

※共済組合へ届出を行っている給付金受取口座が解約済の場合や、預金氏名者情報に相違がある場合は、送金が遅れることがありますのでご注意ください。

定期的な歯科健診を受けましょう

お口の健康は全身の健康と深い関わりがあります。歯周病やむし歯になってから歯科医院へ行くのではなく、そうなる前に対処することが大切です。毎日の歯みがきなど自分で行うセルフケアも大切ですが、歯石の除去や病気の早期発見・早期治療など歯科医院でのプロフェッショナルケアも欠かせません。少なくとも年に1回は歯科健診を受けましょう。

◆共済組合では「お口のチェック」事業を行っています

プロフェッショナルケアの一部を無料（年度内に1人1回限り）で受けることができますので、対象者の方は積極的に受診しましょう。

■対象者

過去5年間（平成29年1月から令和3年12月）に歯科医院無受診である組合員及び被扶養者

※対象者へは令和4年4月22日にお勤め先を通じて助成券等を配付しています。

■お口のチェック内容

- 口腔診査（顎関節・粘膜・歯及びその他の状況、歯面清掃（体験）等）
- 口腔衛生指導（う蝕・歯周病の予防、食事・生活習慣指導、ブラッシング指導等）

■受診時の留意事項

- 契約医療機関への事前予約が必要です。

※契約医療機関はQRコードから検索できます。



- 長崎県市町村職員共済組合のお口のチェック受診を希望する旨を必ず伝えてください。
- 受診当日は、「お口のチェック受診助成券」及び「組合員証（組合員被扶養者証）」が必要です。
- 予約をキャンセルする場合は、代替日の予約をお願いします。
- 訪問型お口のチェックを受診する場合は、「お口のチェック受診助成券」での受診はできません。

貯金事業のお知らせ

■積立貯金を始めませんか

積立貯金は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全に運用し、その運用益を還元することで皆様の財産形成と生活設計に役立つよう設けられた事業です。

なお、令和4年10月1日現在の利率は次のとおりです。

年利 0.9% (税引前)

※ 利息には、所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、住民税 5%がかかります。

【100万円を1年間預けた場合の利息 (税引前)】

長崎県市町村職員共済組合 年 0.9% → 利息 9,000 円
市中金融機関定期預金 年 0.002% → 利息 20 円

➡ **8,980 円の差**



■積立貯金の3つの特徴

1 給与天引きによる積立て

積立額は 1,000 円以上 1,000 円単位で、毎月の給与から天引きにて積み立てます。

2 半年複利方式

9月末と3月末の年2回利息を計算し残高へ繰り入れます。

3 便利な臨時積立

積立貯金加入者は、臨時に積み立てることができ、10万円以上で1万円単位です。

臨時積立の限度額は、年間（4月1日から3月31日まで）500万円です。

※ 積立貯金加入後1年間は払戻しができませんのでご注意願います。

■10月は積立額変更の受付月です

10月に受け付けた積立額の変更は、12月の給与控除から反映されます。この機会に積立額の増額をご検討してはいかがでしょうか。

■加入者には積立貯金現在残高通知書を送付します

半年分の利息を繰り入れた貯金額を記載した積立貯金現在残高通知書を、毎年4月と10月に送付します。

■払戻・解約請求書の提出及び送金スケジュール

送金年月	払 戻		解 約	
	締切日	送金日	締切日	送金日
令和4年10月送金	9月30日	10月14日	10月3日	10月14日
	10月14日	10月31日	10月14日	10月31日
令和4年11月送金	10月31日	11月15日	11月2日	11月15日
	11月15日	11月30日	11月15日	11月30日
令和4年12月送金	11月30日	12月15日	12月2日	12月15日
	12月15日	12月23日	12月15日	12月23日
令和5年1月送金	12月28日	1月13日	12月28日	1月13日
	1月13日	1月31日	1月13日	1月31日

【注意事項】

- 前月末時点の残高が払戻限度額です。
- 締切日は共済組合必着です。勤務先の共済組合事務担当課へ、早めの提出をお願いいたします。

■次ページに積立貯金加入申込書を掲載していますので手続きにご利用ください。

お問い合わせ先

経 理 課 TEL 095-827-3138

積立貯金加入申込書

長崎県市町村職員共済組合理事長 様

長崎県市町村職員共済組合貯金規程及び長崎県市町村職員共済組合貯金規程細則を承知のうえ、次のとおり積立貯金の加入申込をします。

	記入日	年	月	日						
所属所名						共済組合使用欄				
氏名										
	記号						番号			

定例積立額	賞与積立額		積立開始月									
毎月 千円	6月 千円	12月 千円	年 月									
												※積立開始月の前月1日から末日までの間に、ご提出願います。

※積立をしない場合は、積立額の欄に0円とご記入ください。
 ※非課税の対象となる方は、申込時に「非課税貯蓄申告書」及び確認書類を提出してください。

----- 切り取り線 -----

共済貯金について	
払戻し	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月15日と末日に払い戻しできます。 (払戻日が休日の場合は、前営業日となります。) ● 払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。 ● 加入後1年間は払戻しできません。
各種変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 積立額の変更は、6月変更に係るものは4月1日から4月30日まで、12月変更に係るものは10月1日から10月31日までの間に手続きできます。 ● 積立の中断や復活は毎月できます。
解約	毎月15日と末日に解約の送金を行います。 (送金日が休日の場合は、前営業日となります。)
手続き	あなたのお勤め先の共済組合事務担当課で行ってください。
問合せ	ご不明な点は「長崎県市町村職員共済組合経理課」へお問い合わせください。 電話：095-827-3138

— 長崎駅に初めて入線した西九州新幹線「かもめ」 —



令和4年(2022年)9月23日、武雄市、嬉野市、大村市、諫早市、長崎市の5市を結ぶ西九州新幹線(約66km)が開業しました。

武雄温泉駅での対面乗換方式(リレー方式)となっており、長崎~博多間の所要時間(最速)は1時間20分となり、今よりも最大30分短縮となります。

— 長崎駅東口駅前広場(交通広場、多目的広場)完成イメージ —



長崎駅周辺では、長崎の陸の玄関口にふさわしいまちづくりが進められています。新たな道路や交通広場が整備され駅へのアクセスが大きく向上するほか、イベントや憩いの場となる広場が整備されます。

(令和7年度完成予定)